

○北海道警察独身寮運営管理幹事会の設置について

令和元年9月5日
道本教第2798号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察においては、北海道警察独身寮運営管理規程（昭和56年警察本部訓令第1号。以下「規程」という。）に基づき独身寮の運営管理を行っているところであるが、この度、独身寮における運営管理を一層強化するため、独身寮運営管理幹事会を設置することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、該当のない所属は参考とされたい。

記

1 設置

警察本部に独身寮運営管理幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 任務

幹事会は、規程第5条第1項に規定する独身寮運営管理委員会を補佐する機関として、同条第2項に掲げる各事項に関する具体的な検討・検証等を行うことを任務とする。

3 組織

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

ア 幹事長

警務部教養課長

イ 副幹事長

(ア) 警務部総合企画官

(イ) 警務部教養課次席

ウ 幹事

(ア) 総務部管理官（会計）

(イ) 総務部施設課次席

(ウ) 警務部厚生課次席

(エ) 警務部管理官（監察）

(オ) 地域部管理官（総括）

4 運営

(1) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 幹事長に事故があるときは、副幹事長が幹事長の職務を行う。

(3) 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(4) その他幹事会の運営に必要な事項は、幹事長が定める。